

○会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項、第二十四条及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月一日

会計検査院長 原田 祐平

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則

（会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正）

第一条 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局上席調査官（情報通信・郵政担当）の事務分掌事項欄中「日本電信電話株式会社」を「NTT株式会社」に改める。

（計算証明規則の一部改正）

第二条 計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

東日本電信電話株式会社 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭

別表第二中

西日本電信電話株式会社	和五十九年法律第八十五号）第十二条
日本電信電話株式会社	

を

NTT東日本株式会社	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第十二条
NTT西日本株式会社	
NTT株式会社	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和22年会計検査院規則第3号）（抄）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																												
<p>第八条 各局に、別表課及び上席調査官の欄に掲げる課を置く。</p> <p>第九条 各局に置かれる課及び上席調査官の事務分掌は、それぞれ別表事務分掌事項欄に定めるところによる。</p> <p>別表（第八条、第九条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">局</th> <th style="width: 30%;">課及び上席調査官</th> <th style="width: 55%;">事務分掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第五局</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>上席調査官（情報通信・郵政担当）</td> <td>日本郵政株式会社、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、日本放送協会及び<u>NTT株式会社</u>の検査に関する事務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	局	課及び上席調査官	事務分掌事項	(略)	(略)	(略)	第五局	(略)	(略)	上席調査官（情報通信・郵政担当）	日本郵政株式会社、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、日本放送協会及び <u>NTT株式会社</u> の検査に関する事務	(略)	(略)	(略)	<p>第八条（同左）</p> <p>第九条（同左）</p> <p>別表（第八条、第九条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">局</th> <th style="width: 30%;">課及び上席調査官</th> <th style="width: 55%;">事務分掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第五局</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td>上席調査官（情報通信・郵政担当）</td> <td>日本郵政株式会社、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、日本放送協会及び<u>日本電信電話株式会社</u>の検査に関する事務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> </tbody> </table>	局	課及び上席調査官	事務分掌事項	(同左)	(同左)	(同左)	第五局	(同左)	(同左)	上席調査官（情報通信・郵政担当）	日本郵政株式会社、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、日本放送協会及び <u>日本電信電話株式会社</u> の検査に関する事務	(同左)	(同左)	(同左)
局	課及び上席調査官	事務分掌事項																											
(略)	(略)	(略)																											
第五局	(略)	(略)																											
	上席調査官（情報通信・郵政担当）	日本郵政株式会社、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、日本放送協会及び <u>NTT株式会社</u> の検査に関する事務																											
(略)	(略)	(略)																											
局	課及び上席調査官	事務分掌事項																											
(同左)	(同左)	(同左)																											
第五局	(同左)	(同左)																											
	上席調査官（情報通信・郵政担当）	日本郵政株式会社、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、日本放送協会及び <u>日本電信電話株式会社</u> の検査に関する事務																											
(同左)	(同左)	(同左)																											

改 正 後	改 正 前
<p>（株式会社の証明責任者、証明期間及び計算書等）</p> <p>第八十二条 別表第二の第一欄に掲げる株式会社の会計については、証明責任者は、代表取締役（指名委員会等設置会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、代表執行役）とし、証明期間は、一月とする。</p> <p>2 計算書は、合計残高試算表とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（合計残高試算表の添付書類）</p> <p>第八十三条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 前項の書類のほか、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表には、別表第二の第二欄に掲げる法律の規定に規定する当該事業年度の予算、事業計画又は資金計画（以下「予算等」という。）及びその添付書類（当該法律に基づく命令の規定により、予算等に添付しなければ</p>	<p>（株式会社の証明責任者、証明期間及び計算書等）</p> <p>第八十二条 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>（合計残高試算表の添付書類）</p> <p>第八十三条 （同左）</p> <p>一～三 （同左）</p> <p>2 （同左）</p>

ならないとされている書類をいう。以下この項において同じ。)を添付しなければならない。予算等に変更があったときは、変更後の予算等及びその添付書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。

別表第二（第八十二条、第八十三条関係）

一	二
(略)	(略)
<u>NTT東日本株式会社</u>	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和五十九年法律第八十五号) 第十二条
<u>NTT西日本株式会社</u>	
<u>NTT株式会社</u>	
(略)	(略)

別表第二（第八十二条、第八十三条関係）

一	二
(同左)	(同左)
<u>東日本電信電話株式会社</u>	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和五十九年法律第八十五号) 第十二条
<u>西日本電信電話株式会社</u>	
<u>日本電信電話株式会社</u>	
(同左)	(同左)